

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月25日
【会社名】	株式会社ストライダーズ
【英訳名】	Striders Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 早川 良太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町四丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 3 (6 9 1 0) 8 3 9 0
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 藤田 惇也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町四丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 3 (6 9 1 0) 8 3 9 0
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 藤田 惇也
【縦覧に供する場所】	東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社が、締結していた財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について、財務上の特約の内容の変更が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第21号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

連結子会社の名称 成田ゲートウェイホテル株式会社
住所 千葉県成田市大山 658 番地
代表者氏名 代表取締役社長 早川良太郎

(2) 金銭消費貸借契約を締結した年月日

2024年11月29日

(3) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

金融機関

(4) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額

株式会社千葉銀行 728,683千円

弁済期限

2037年11月25日

当該債務に付された担保の内容

当社の連結子会社である成田ゲートウェイホテル株式会社の信託受益権に対する質権、停止条件付抵当権

(5) 財務上の特約の変更の内容及び年月日

株式会社千葉銀行との金銭消費貸借契約に付されている財務制限条項の変更契約について

変更の内容

(変更前)

1. 借主および関連法人の決算書類(税務申告書を含む)、四半期試算表、借入残高一覧、不動産一覧、修繕状況等の定期提出義務
2. 千葉銀行による本信託不動産の現地実査への協力義務
3. 本信託受益権および信託不動産に関する担保提供や契約の変更・終了・更新に関して、事前に千葉銀行の承諾を得る義務
4. 本信託受益権に基づく配当や売却代金の受取口座を千葉銀行に指定する義務
5. 株式会社ストライダーズによる出資比率を100%に維持する義務
6. 50百万円以上の設備投資または不動産売却時の事前報告義務
7. 他の金融機関からの新規借入に関する事前報告義務
8. 千葉銀行の預金口座における平均残高を30百万円以上に維持する義務
9. 2026年3月期以降、2期連続で経常損失を計上しないこと
10. 同じく2026年3月期以降、純資産額を2025年3月期または直前期末の純資産額の75%以上に維持する義務

(変更後)

変更前の財務上の特約は、全て解除されました。

変更の年月日

2026年8月25日